最終更新日：2015年7月1日
株式会社リクルートホールディングス
代表取締役社長兼CEO　峰岸　真澄
問合せ先：03-6835-1111
証券コード：6098
http://www.recruit.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

【コーポレートガバナンス・コード　原則3-1（1）、（2）】

当社グループには、「リクルートグループ経営理念」として「私たちは、新しい価値の創造を通じ、社会からの期待に応え、一人ひとりが輝く豊かな世界の実現を目指す。」とのミッション（目指す姿）と、「新しい価値の創造」・「社会への貢献」・「個の尊重」というウェイ（大切にする考え方）という揺るぎのない理念があります。
この経営理念に基づいて、長期的かつ安定的に発展し、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、NPO・NGO、国・行政、地域社会等当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく上で、コーポレート・ガバナンスを重視しております。

経営戦略及び経営計画につきましては、次の当社ホームページに掲載しております。

日本語：
http://www.recruit.jp/ir/management/managerial_policy.html
http://www.recruit.jp/ir/financial/upload/presentation_material_20150618_jp.pdf

英語：
http://www.recruit-rgf.com/ir/management/managerial_policy.html
http://www.recruit-rgf.com/ir/financial/upload/presentation_material_20150618_en.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各項目を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5原則について、下記方針を採用しております。

1. 株主の権利・平等性の確保
株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行う。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
リクルートグループ経営理念に基づいて、長期的かつ安定的に発展し、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、NPO・NGO、国・行政、地域社会等当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく。

3. 適切な情報開示と透明性の確保
法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、コーポレートガバナンス・コードの各原則において開示を求められている事項等について、主体的に開示を行う。

4. 取締役会等の責務
取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担う。また、法令で定められた専決事項に加え、経営理念、コーポレート・ガバナンス体制、連結業績やグループのレピュテーションに大きな影響を与えうる業務執行の決定を行う。一方で、迅速な意思決定の重要性に鑑み、代表取締役社長に業務執行権限を一定の範囲において委譲し、その執行状況を監督する。
取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を負い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する。

5. 株主との対話 【コーポレートガバナンス・コード　原則5-1】
IR業務を専任で担う部署及びIR担当役員を設置し、株主との対話を促進する。機関投資家からの面談依頼に対して合理的な範囲で応じるとともに、個人株主からの問い合わせについても対応できる体制を整備する。

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項のうち、以下項目については本報告書上で詳細を記載しております。
・原則1-4：2-2
・原則1-7：2-2
・原則3-1：1-1、2-1及び2
・補充原則4-1-1：2-2
・原則4-8：2-2
・原則4-9：2-1
・補充原則4-11-1：2-2
・補充原則4-11-2：2-1
・補充原則4-11-3：2-2
・補充原則4-14-2：2-2
・原則5-1：1-1、3-2

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本印刷株式会社	37,700,000	6.66
凸版印刷株式会社	37,700,000	6.66
クルートグループ社員持株会	31,407,260	5.55
株式会社電通	30,000,000	5.30
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	20,500,000	3.62
農林中央金庫	12,500,000	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大八木　成男	他の会社の出身者								△			
新貝　康司	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大八木　成男	○	【コーポレートガバナンス・コード　補充原則4-11-2】 帝人株式会社の取締役会長、JFEホールディングス株式会社の社外監査役、シャープ株式会社の社外取締役を兼任しております。 当社グループと帝人株式会社及びシャープ株式会社との間には、取引関係がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	【コーポレートガバナンス・コード　原則3-1(5)】 大八木氏は帝人株式会社の代表取締役社長、取締役会長等を歴任され、2014年6月より当社社外取締役を務めております。世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っており、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たして頂いていると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当社が定める独自の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として指定しています。
			【コーポレートガバナンス・コード　原則3-1(5)】

新貝　康司	○	【コーポレートガバナンス・コード　補充原則4-11-2】 日本たばこ産業株式会社の　代表取締役副社長を兼任しております。 当社グループと日本たばこ産業株式会社との間には取引関係がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	新貝氏は、日本たばこ産業株式会社の代表取締役副社長等を歴任され、2014年6月より当社社外取締役を務めております。海外企業の買収等を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から発言を行っており、経営全般への助言、業務執行に対する監督等の適切な役割を果たして頂いていると判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当社が定める独自の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会及び報酬委員会における「その他」構成員は、社外監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査体制は、監査役監査、監査法人による専門的な立場からの会計監査を主体とした監査及び内部監査から構成される三様監査を採用しております。監査役監査及び会計監査は法定監査であり、内部監査は経営トップの意志に基づき、内部統制システムについて独立的評価を行うとともに社内不祥事を防止することを主眼にする任意監査ですが、内部監査室、監査役及び会計監査人との相互連携については、監査役会において会計監査人及び内部監査室から適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求める他、主として常勤監査役が定期的に、個別に情報交換を行っております。内部監査室においても、監査役又は監査役会から要請があった場合には、適宜報告及び情報交換を行う他、会計監査人とも個別に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上　広樹	弁護士													○
武内　英史	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　広樹		【コーポレートガバナンス・コード　補充原則4-11-2】 長島・大野・常松法律事務所のマネージング・パートナーを兼任しております。	【コーポレートガバナンス・コード　原則3-1(5)】 井上氏は、長年、弁護士として培ってきた法律知識を有し、かつ経営実務にも精通しております。社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っており、当社の経営全般の監視において適切な役割を果たして頂いていると判断しております。
武内　英史	○	【コーポレートガバナンス・コード　補充原則4-11-2】 三菱商事株式会社の常務執行役員等を過去に歴任しております。また、株式会社肥後銀行の社外監査役を兼任しております。 当社グループと三菱商事株式会社及び株式会社肥後銀行との間には取引関係がございますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	【コーポレートガバナンス・コード　原則3-1(5)】 武内氏は、三菱商事株式会社の常務執行役員等を歴任され、2013年6月より当社社外監査役を務めております。豊富な国際経験や事業経営を通じて培った高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っており、当社の経営全般の監視において適切な役割を果たして頂いていると判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当社が定める独自の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に加え、以下の全てを満たす候補者を独立役員に選定する方針です。

ア　候補者又は候補者が業務執行者である法人が当社株式を保有する場合は、議決権所有割合で10%を超えないこと
イ　直近事業年度の取引において、候補者又は候補者が所属する法人への売上が、当社の連結売上高の1%未満であること

【コーポレートガバナンス・コード　原則4-9】

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

執行役員を兼務する取締役の報酬は、固定部分と業績目標の達成度によって連動する業績連動部分からなります。業績連動部分は、会社業績と個人業績に応じて変動する金銭報酬と、会社業績の達成を条件に付与される非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション）に区分されます。
この株式報酬型ストックオプションは、執行役員として経営に携わった当社の現任の取締役に対して、業績向上や企業価値を増大させるためのインセンティブを与えることを目的として、第53期（2013年3月期）から導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の経営に携わった社内取締役(業務執行取締役)及び執行役員を、ストックオプションの付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役・監査役・社外役員に区分した報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労引当金等)の総額を開示しています。また、報酬等の額が1億円以上である取締役の報酬等の種類別の額もあわせて開示しています。

(1)平成27年3月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。
役員区分/支給員数/報酬等の総額/基本報酬/ストックオプション/賞与/退職慰労引当金等
取締役(社外取締役を除く)/6名/820百万円/301百万円/388百万円/ー/131百万円
監査役(社外監査役を除く)/2名/44百万円/42百万円/ー/ー/2百万円
社外役員/4名/43百万円/43百万円/ー/ー/ー
(注)
1. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月開催の第31回定時株主総会において月額50百万円以内とすることが決議されております。
また、平成26年6月開催の第54回定時株主総会において、業績向上や企業価値を増大させるためのインセンティブを与えることを目的に、新株予約権410個・当社普通株式41,000株(平成26年7月31日を効力発生日として、当社普通株式1株を10株に分割しており、410,000株となっております)を上限として付与することが決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月開催の第37回定時株主総会において月額8百万円以内とすることが決議されております。

(2)平成27年3月期に係る個別役員毎(連結報酬等の総額が1億円以上である者に限る)の報酬等の額は、以下のとおりです。
氏名/役員区分/会社区分/総報酬/基本報酬/ストックオプション/賞与/退職慰労引当金等
峰岸 真澄/代表取締役/提出会社/269百万円/91百万円/175百万円/ー/3百万円
池内 省五/取締役/提出会社/145百万円/61百万円/71百万円/ー/13百万円
草原 繁/取締役/提出会社/145百万円/61百万円/71百万円/ー/13百万円
佐川 恵一/取締役/提出会社/145百万円/61百万円/71百万円/ー/13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬額については、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役については評価委員会、報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて、監査役については監査役の協議に基づき決定しております。
個々の報酬水準については、外部のデータベースサービスをもとに世の中の大手企業の役員報酬水準(監査役は常勤/非常勤監査役の報酬水準)をベンチマークとして設定しております。なお、取締役の毎年の報酬額は、設定された標準報酬に対して、会社業績及び個人業績を加味して変動しております。
役員退任慰労金は、取締役(社外取締役を除く)については在任期間と在任中のミッショングレード、監査役については在任期間に基づき決定する旨を別途定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役
取締役会事務局にて、社外取締役が業務執行取締役の業務執行を適切に監督できるよう、各種のサポートを行っております。具体的には、取締役会の議案概要の事前説明、経営戦略会議等の重要会議の審議内容の報告、その他の情報提供を行っております。

社外監査役
執行側から独立した監査役補佐担当が、会議資料の事前配布・説明、各種情報提供など、必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行 【コーポレートガバナンス・コード 補充原則4-1-1】
当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題を、取締役会及び経営戦略会議にて決定しております。
取締役会は原則として月1回及び四半期ごとに実施しており、全ての取締役(6名)と監査役(4名)を構成員としております。
経営戦略会議は代表取締役社長の諮問機関であり、原則として毎月2回開催しております。執行役員を兼ねる取締役(4名)、コーポレート担当執行役員(2名)、常勤監査役(2名)を構成員としております。
また当社は、業務執行機能の強化を目的に、執行役員制度及び取締役兼執行役員制度を導入しております。
経営陣に対する委任の考え方として、一定金額以上の投資案件や基幹人事等の、当社のコーポレート・ガバナンス及び連結業績に多大な影響を与えうる議案については取締役会において決裁し、それ以外の議案については、経営戦略会議等で決裁する運用としております。委譲範囲については決裁権限規程を制定の上、実効性を都度見直し、取締役会にて年度に1度以上の改定を行っております。

2. 監査・監督 【コーポレートガバナンス・コード 原則4-8】
当社は企業統治形態として監査役会設置会社を選択しております。
取締役会においては、独立性の高い社外取締役を2名選任しております。また、適切な候補者を常に一定数確保するために、社外有識者を招いたミーティングを定期開催するなどの取組みを実施しております。当社は、インターネット技術等の当社を取り巻く事業環境が著しく変化する点を踏まえ、毎期、コーポレート・ガバナンス体制及び取締役要件を検討し、適任と考えられる候補者を選出する方針です。そのため、取締役に占

める独立社外取締役の員数について定量的な基準は設けておりませんが、現時点において3分の1以上の独立社外取締役を選任しております。
経営戦略会議においては、少なくとも1名以上の常勤監査役の参加を成立要件とすることで、監督機能の強化を図っております。
監査役会は2名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成され、原則として月1回の頻度で監査役会を開催し、経営の監督に努めております。なお、平成27年6月17日開催の第55回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
内部監査体制については、執行部門から独立した監査部門として内部監査室を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として内部統制推進室を設置することで、内部牽制機能の強化を図っております。
会計監査業務につきましては、新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士が執行しております。

3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との責任限定契約
当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

4. 指名、報酬決定等 【コーポレートガバナンス・コード 原則3-1(3)(4)、補充原則4-11-1】
取締役会の全体としての規模に関する考え方として、当社の会社規模、機能を考え、将来的に各機能ごとに専任の取締役を置く可能性、及び、社外取締役を適切な人数を選任することに鑑み、11名以内とするのが、必要十分な取締役数と考えております。現時点では、取締役の員数は6名が妥当と考えております。また、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性については、執行役員を兼ねる取締役が協議の上、毎期、コーポレート・ガバナンス体制及び取締役要件を検討し、適任と考えられる候補者を選出する方針です。
経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの識見等を考慮の上、取締役・監査役の職務と責任を全うできる適任者を候補者として選定する方針です。また、経営陣幹部・取締役の指名、評価、報酬決定に当たっては、客観性及び透明性を高めるために、取締役会の諮問機関において社外役員を中心に審議を行う方針です。
具体的な手続きとして、毎期、指名委員会、評価委員会、報酬委員会にて審議し、取締役会にて決議しております。指名委員会では、代表取締役社長の新任・再任・退任について、評価委員会、報酬委員会では、取締役、執行役員の報酬の制度、算定方法等について審議・答申の上、取締役会に具申しております。役員報酬額については、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、取締役については評価委員会、報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて、監査役については監査役の協議に基づき決定しております。個々の報酬水準については、外部のデータベースサービスをもとに世の中の大手企業の役員報酬水準(監査役は常勤/非常勤監査役の報酬水準)をベンチマークとして設定しております。
なお、各委員会ともに社外取締役を委員長とし、かつ、構成員の過半を社外役員としております。

5. 取締役及び監査役の個別の選任理由 【コーポレートガバナンス・コード 原則3-1(5)】
峰岸真澄氏は、取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。また、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執り、持続的な成長をめざしていくことが最適であると判断しております。
池内省五氏は、取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。同氏は、常務執行役員として、主に経営企画、人事、海外事業統括、R&D等の任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。
草原繁氏は、取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。同氏は、常務執行役員として、主に国内事業統括、経営企画、人事関連等の任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。
佐川恵一氏は、取締役会で積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。同氏は、常務執行役員として、主に経理、財務、法務、コーポレートコミュニケーション、事業統括等の任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。
島宏一氏は、当社にて長年執行役員等として経営にかかわり、主に経理関連、財務関連、法務関連業務等を通じて豊富な経験、知識を有しており、常勤監査役として適任と考えております。
藤原章一氏は、当社にて長年執行役員等として経営にかかわり、主に情報システム関連業務等を通じて豊富な経験、知識を有しており、常勤監査役として適任と考えております。
その他の社外取締役及び社外監査役につきましては、2-1の【取締役関係】及び【監査役関係】にて選任理由を記載しております。

6. 取締役会全体の実効性に関する分析・評価 【コーポレートガバナンス・コード 補充原則4-11-3】
監査役監査や評価委員会に際して各取締役にヒアリングを行っておりますが、その際、取締役会全体の実効性に関する自己評価もヒアリング項目としております。2015年3月期においては、取締役会全体の実効性に関する疑義は報告されませんでした。また、2016年3月期より、各取締役による自己評価もヒアリング項目に追加し、評価に反映していく予定です。

7. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 【コーポレートガバナンス・コード 補充原則4-14-2】
新任の取締役・監査役に対しては、就任時に会社概要、経営戦略、財務戦略、重点監査項目等の基本情報を共有しております。加えて、拠点訪問を通じた事業理解の促進の場を適宜設けているほか、社外役員に対しては、主要事業の事業戦略を担当執行役員から共有するなどの取組みを行っております。また、適宜経理財務やリスクマネジメント等のテーマを取り扱う外部セミナーへの参加や、外部講師を招いての勉強会を開催しております。

8. 政策保有株式に関する方針 【コーポレートガバナンス・コード 原則1-4】
原則として、事業運営観点で保有目的があると判断した取引先の株式については保有いたしますが、取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。
政策保有株式の議決権の行使については、議案内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使いたします。当該議案が株主利益を著しく損ねる内容である場合は、肯定的な判断を行いません。

9. 関連当事者間の取引方針 【コーポレートガバナンス・コード 原則1-7】
当社取締役による関連当事者取引は、取締役会の承認事項とし、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性等について確認しております。また、当社役員及び重要な子会社の役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族(所有会社とその子会社含む)と当社もしくは当社子会社間の一定金額以上の取引についてモニタリングを行うとともに、有価証券報告書において開示しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コンプライアンスを重視したガバナンス体制の構築のため、社外取締役を選任するとともに、取締役会および取締役を監査役が監査する監査役設置会社形態を採用しております。あわせて、株主等のステークホルダーに対する説明責任、経営全般への助言、業務執行に対する牽制等の観点から、社外取締役及び社外監査役を任用し、取締役会直下に指名・評価・報酬等の各種委員会を設置することにより、経営監督機能を強化しております。
その一方で、迅速な意思決定の実現に向けて、取締役を兼務する執行役員を設置し、重要な業務執行の決定の一部を権限委譲しております。
社外取締役の取締役会における発言内容や監査役会の機能状況に鑑みると、現在のコーポレート・ガバナンス体制は合理的に機能していると

判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第55回定時株主総会の招集通知は、法定期日の5日前（＝法定期日の3営業日前）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第55回定時株主総会は、2015年6月17日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を採用し、パソコン・スマートフォン・携帯電話を通じて議決権を行使することが可能となりました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知の発送前に、当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、資本市場参加者（株主・投資家・アナリスト等）をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、当社グループの経営成績や経営方針、事業戦略、重要な経営指標等の企業価値評価や投資判断に資する情報を適時性、公平性、正確性等をもって情報開示することを、IR活動の基本方針としております。詳細については、当社ホームページにて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に、決算説明会を実施しております。 また、アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティング等を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けにスモールミーティングや個別ミーティング等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページを通じ、四半期決算開示を中心に、投資判断に資する重要な情報の積極的な開示に努めます。 また、海外投資家向けに英文での資料開示も行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当の部署としてIR推進室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「リクルートグループ経営理念」に基づきグループCSR方針を策定しています。その中に掲げるCSR の5つの重点テーマの実現に向けて、「私たちが出来ること、やるべきこと、挑戦すべきことを、ステークホルダーと連携し、実行していきます。」と明記しています。 倫理綱領でリクルートグループの役員及び従業員が社会の中の一員として活動するにあたり守るべき精神を示しており、「リクルートグループの役員及び従業員は、その事業の社会的意義に鑑み、社会の一員としての責任を認識し、社会良識に照らし節度ある行動をとっていきます。」としています。
	2014年4月、リクルートグループは経営理念として掲げる"一人ひとりが輝く豊かな世界"を実現するために、グループCSR方針を再整理し、それらに基づいたCSRへの取り組みを始めました。リクルートグループは、「事業で社会に貢献する」をCSRの中心に、事業発展と共により大きくなる「社会からの期待」と「企業市民としての責任」に応え続けていきます。また、「CSR5つの重点テーマ」に基づき、私たちが出来ること、やるべきこと、挑戦すべきことを、ステークホルダーと連携し、実行しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループはCSR活動を3つの枠組みで整理しています。 1.事業を通じた社会への貢献:「社会課題解決」と「事業成長」を同時に実現する収益活動 （日々の事業活動／市場創造・拡大／バリューチェーンの見直し・改善） 2.責任ある事業基盤の構築:ISO26000の枠組みに基づき、事業を継続するために行うべき活動 （組織統治／人権／労働慣行／環境／公正な事業慣行／消費者課題） 3. 社会貢献活動の推進:リーディングカンパニーとしての地域・社会に対する責務を全うするための活動（地域社会への貢献／知見の還元／人材・スキル開発） 環境に対しては、平成22年4月に、4つの取り組みを約束する環境ビジョン「more eco more smile（モアエコ モアスマイル）」を定め、事業や商品・サービスを通じて、地球環境保全活動の輪を広げ、持続可能な社会の実現の貢献に努めてきました。環境省による「エコ・ファースト企業」認定、ISO14001の取得などにより継続的な環境活動を行っています。 CSR活動等は当社HPにて公開しています。 日本語: http://www.recruit.jp/csr/ 英語: http://www.recruit-rgf.com/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理綱領の第9条（企業内容の適正な広報）にて、「私たちは社会の一員として活動するために、私たちの考え方や活動及び商品の内容を正確に社会に対して広報していきます。」と定めています。 当社グループは、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、NPO・NGO、国・行政、地域社会等をステークホルダーとして捉え、情報発信、対話の場などを通じ、双方向でのコミュニケーションを行っています。CSR委員会に社外の有識者をお招きする他、リクルートグループのCSR方針や事業へのご意見・期待についての個別ヒアリング、NPO中間支援団体を通じて様々な立場の方に参加頂くグループダイアログなどを実施しています。また、ホームページ内の「CSRマネジメント」コンテンツにおいて、ステークホルダーの定義・関わり方について記載しています。 http://www.recruit.jp/company/csr/sustainability/governance/management.html
その他	＜社員のダイバーシティ＞ リクルートグループでは、経営理念である「個の尊重」の実現に向けて、まずは男女の性差なく従業員一人ひとりが能力を余すことなく発揮できることが重要であると考えています。このため、2006年から女性社員の活躍推進を目的として、ダイバーシティに取り組んできました。 当初は長時間労働の改善に取り組み、2007年からは事業所内保育園の設置等〝両立支援〟をテーマとし、安定的に働ける環境整備を進めてきました。2010年からは〝両立支援〟に加え、管理職等、経営の意思決定層に女性を任用する〝活躍支援〟を重点テーマとして活動してきました。2012年10月のガバナンス体制の変更後は、それまでリクルートが取り組んできた各種施策を、リクルートホールディングスを中心とするリクルートグループ国内主要企業（※）を対象に広げ、グループとしてダイバーシティを推進する体制構築に努めています。取り組みの結果、ワーキングマザー比率、女性管理職比率ともに年々増加しています。 ・女性社員比率40.4%（2015年4月1日時点） ・女性社員に占めるワーキングマザー比率21.2%（2014年10月1日時点） ・女性管理職比率21.7%（2015年4月1日時点） 2012年9月、「リクルートグループの国内主要企業において、経営の意思決定に関与（執行役員あるいは同等の権限を保有）している女性比率を『2015年4月までに10%以上』とする」任用目標を設定し、宣言しました。2012年10月の実績は5名　5.3%でしたが、2015年4月実績は17名　13.2%となり、目標達成しました。 また、2015年以降の中期目標として「リクルートグループの国内主要企業において、女性課長比率を『2018年4月までに30%以上』とする」任用目標を設定しました。2014年4月の実績は20.9%、2015年4月の実績は23.6%となっています。 当社グループの取り組みを積極的に社外に発信し、日本における女性活躍推進をリードしていけるよう、積極的に取り組んでまいります。 ※リクルートグループの国内主要企業 （株）リクルートホールディングス （株）リクルート住まいカンパニー （株）リクルートマーケティングパートナーズ （株）リクルートライフスタイル （株）リクルートキャリア （株）リクルートジョブズ （株）リクルートスタッフィング （株）スタッフサービス・ホールディングス （株）リクルートアドミニストレーション （株）リクルートコミュニケーションズ （株）リクルートテクノロジーズ

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制
（平成27年４月28日開催の取締役会で決議）の内容は、以下のとおりであります。

ア　当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a.当社に社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループ全体における重要な意思決定を行う。
b.当社に社外監査役を含む監査役会を設置する。当社の各監査役は、当社監査役会が定めた監査基準のもと当社の取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、当社の取締役の職務執行の監査を行う。
c.当社に社外取締役を議長とした指名委員会、評価委員会及び報酬委員会を設置し、当社の取締役及び執行役員の指名又は選任、評価及び報酬等について審議を行う。
d.「リクルートグループ倫理綱領」を制定し、当社グループの全ての役職員等に周知させる。
e.当社子会社の自主独立の精神を尊重しつつ、一体的なグループ経営を実現するため、意思決定、リスクマネジメント及びコンプライアンス等に関する当社グループ統一の規程として「リクルートグループ規程」を制定する。
f.リクルートグループ規程に定める重要事項については当社の関連部署との事前確認又は事後報告を義務付ける。
g.当社グループは、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築する。
h.当社の取締役会は、当社グループ全体における内部統制推進責任者を任命した上、内部統制所管部署を設置し、当社グループの内部統制の整備状況及び問題点の把握に努める。
i.当社子会社の代表取締役社長は、当社子会社における内部統制体制を構築する。
j.当社の内部統制所管部署は、子会社各社と連携の上、当社グループの業務の適正の確保を横断的に推進する。
k.当社子会社には監査役又は監査担当取締役を当社より派遣し、当社子会社の取締役の職務の執行を監査する。
l.当社に代表取締役社長兼CEO直轄の内部監査所管部署を設置し、当社グループの役職員等による業務が法令、定款又は規程に違反していないか監査する。
m.内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、当社グループの役職員等が内部統制に関する問題を発見した場合に、迅速に当社又は当社子会社の内部統制所管部署に情報伝達する体制を構築する。報告又は通報を受けた内部統制所管部署は、その内容を調査し、対応策を当社グループ内の関係部署と協議の上決定し、実施する。
n.当社グループの役職員等に対し、コンプライアンスに係る教育啓発活動を実施する。
o.当社グループ内における内部統制上の違反行為に対しては、厳正に処分する。

イ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a.「文書および契約書管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録及び経営戦略会議議事録等、取締役の職務の執行に係る文書を関連資料と共に保存する。
b.前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書および契約書管理規程」の定めるところによる。当社の取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能な方法で保存する。

ウ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.当社グループのリスク管理を体系的に定める「リクルートグループリスクマネジメント規程」及び「リクルートグループエスカレーションルール」を制定する。
b.当社グループとして重点的に取り組むリスク、対策責任者及び対策の方針を、当社のリスク統括所管部署担当取締役を議長としたリスクマネジメント委員会において審議した上で、当社の取締役会で決定する。
c.当社グループ全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、危機対策本部を立ち上げ、対応を進める。

エ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.当社の取締役会又は経営戦略会議は、当社グループの全ての役職員等が共有する目標を定め、浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて当社グループの各部門が実施すべき具体的な目標を定める。当社の各部門の担当執行役員は、この目標の達成に向けて効率的な達成の方法を定め、実行する。
b.当社の取締役会は、定期的に当社グループの目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を実現する。
c.当社CEOの諮問機関として経営戦略会議を設置し、当社グループ全体の経営に関して必要な事項の協議を行う。
d.その他、当社の取締役会又は経営戦略会議の諮問機関として、経営諮問委員会、CSR委員会、リクルートグループ投資委員会等の専門性を持った委員会を設置する。

オ 財務報告に係る内部統制の信頼性の確保のための体制
当社グループは、「リクルートグループJ-SOX基本規程」を定め、金融商品取引法に定める内部統制報告制度に準拠した財務報告に係る内部統制システムの構築を図る。

カ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a. 当社は、当社内に、各子会社を統括する部門を設置する。当社子会社の取締役等は、各統括部門の求めに応じ、定期的に業績及び事業戦略の遂行状況を報告する。
b.当社の取締役、執行役員及び主要な子会社の代表取締役社長等で構成される会議を定期的に開催し、当社グループの経営にかかわる方針の協議を行うほか、経営情報の共有を図る。

キ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役の職務を補助する者として「監査役補佐担当」を任命し、正式に人事発令を行う。

ク 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役補佐担当者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従うものとし、その選任、異動、評価及び懲戒については、当社の監査役会の意見を尊重する。

ケ 当社の監査役への報告に関する体制
a.当社グループの役職員等及び会計監査人は、各社の監査役に次に定める事項を報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できるように体制を整備する。
・経営状況として重要な事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

・重大な法令及び定款違反
・その他内部統制上重要な事項

b. 当社の内部監査所管部署及び当社子会社の監査役又は監査担当取締役は、当社の監査役に対し、定期的に当社グループの内部統制上の課題について報告する。

コ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループ各社の監査役もしくは監査担当取締役、内部統制所管部署又は内部監査所管部署に対して報告をした者が、当該報告を理由に、当社及び当社子会社から解雇又は不当な配置転換等の不利益な処遇を受けることは一切ないことを社内規程等で定める。

サ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役会が職務の執行上必要としてあらかじめ予算を計上した費用について負担するほか、当社監査役会は、緊急又は臨時に要する費用についても当社に請求することができ、当社はこれを負担する。

シ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力との関係に対する基本方針

当社グループは、「リクルートグループ倫理綱領」において、社会から批判を浴びる反社会的勢力への関与を断固として遮断すること、また、「リクルートグループ内部統制基本方針」において、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断し、事案発生時の対応に係る規程等の整備を行うとともに、不当要求等への対応を所管する部署を定め、外部専門機関とも連携し、法令に則して毅然と対応することを明文化しており、全役職員の指針としております。

(2)反社会的勢力の排除に向けた社内体制の整備状況及び具体的な取り組み

反社会的勢力チェックの社内体制整備の方針・基準

1.反社会的勢力対応部署の設置

反社会的勢力からの不当要求等への対応を所管する部署として当社総務所管部署（以下「対応責任部署」）を設置しております。

2.反社会的勢力からの不当要求等への対応

不当要求等が行われた場合には「リクルートグループ反社会的勢力対応規程」にしたがって、当社グループの各社で選任した「有事対応者」が直ちに対応責任部署に報告し、連携して不当要求への対応、交渉及び面談を行います。「有事対応者」には「不当要求防止責任者講習」の受講機会を設け、原則的に参加することを義務付けております。

3.反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制の確立

取引先の反社会的勢力の該当有無の確認のため、当社審査統括所管部署が情報収集を行うことで、当社グループ独自の反社会的勢力に関するデータベースを構築しております。

4.外部専門機関との連携体制の確立

当社グループは、反社会的勢力への対応や情報収集に関して、外部専門機関との連携を図っております。

5.規程及びマニュアルの策定

当社グループは、「リクルートグループ反社会的勢力対応規程」等の関係規程及びその運用ガイドラインを整備するとともに、有事の際の対応マニュアルを作成し、グループ各社に配布をしております。

6.暴力団排除条項の導入

取引に使用する契約書等には、反社会的勢力との取引の排除及び契約解除を容易にさせる趣旨の「暴力団排除条項」を盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

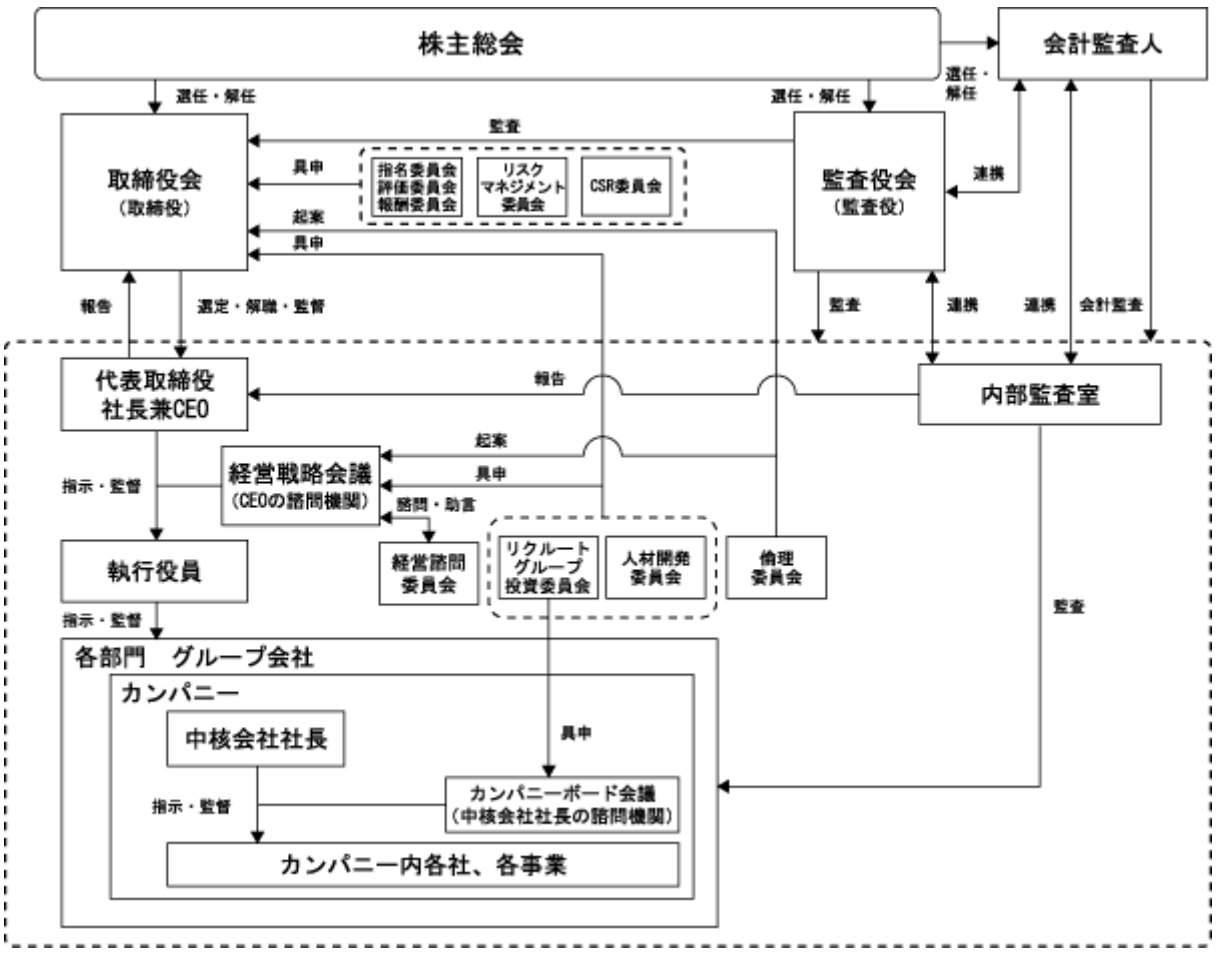
【適時開示体制について】

(1)適時開示に関する基本方針
当社では、投資家に対して適切な投資判断のための重要な情報を適時・適切に開示することを基本方針としております。

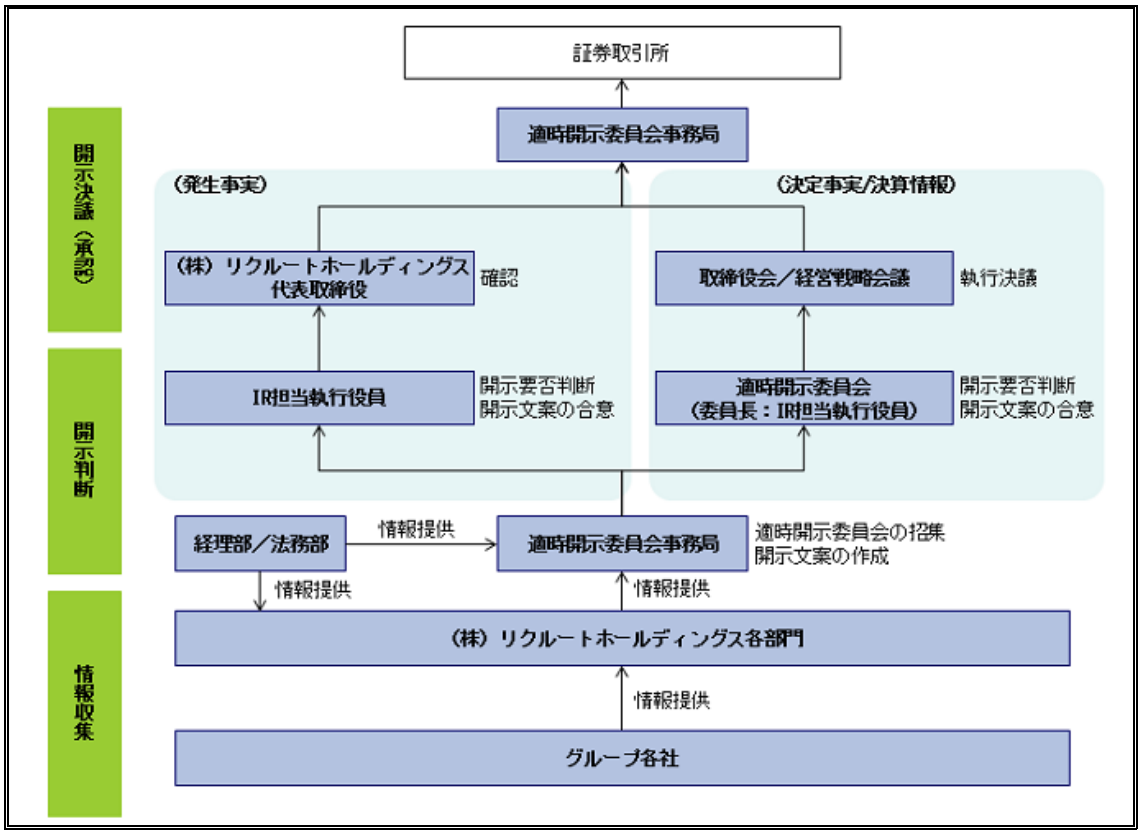
(2)適時開示体制の整備に向けた取組み
1. 情報収集のための組織整備の状況
当社は、当社の各部署及び中核会社等に、適時開示情報を収集する担当者を配置しており、情報収集のための統括部署として開示業務を所管するIR推進室を設置しております。また、開示判断に対する意思決定の確度を高めることを目的として、複数部署の責任者により構成される適時開示委員会を設置しております。
2. 適時開示に関する教育の状況
開示に関わる担当者が、適時開示業務に係るガイドラインを作成し、実施すべき開示手続きについて定めるとともに、適時開示の対象となる情報について周知を図っております。

(3)株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況
株主が当社グループに関する主要な情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するために、東京証券取引所の適時開示に係る規則等に基づく適時開示に加え、当社ホームページ上での公表等を通じて、より積極的な情報開示を進める方針であります。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】


証券取引所
適時開示委員会事務局
開示決議（承認）
（発生事実）
（決定事実/決算情報）
（株）リクルートホールディングス
代表取締役
確認
取締役会／経営戦略会議
執行決議
開示判断
IR担当執行役員
開示要否判断
開示文案の合意
適時開示委員会
（委員長：IR担当執行役員）
開示要否判断
開示文案の合意
経理部／法務部
情報提供
適時開示委員会事務局
適時開示委員会の招集
開示文案の作成
情報提供
情報提供
（株）リクルートホールディングス各部門
情報収集
情報提供
グループ各社